



平成25年3月15日
内閣府（防災担当）

「広域的な火山防災対策に係る検討会」（第5回） 議事概要について

1. 検討会の概要

日時：平成25年2月18日（月）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室

出席者：藤井座長、池谷、石原、岩田、熊川、小室、田中、山崎各委員 他

2. 議事概要

これまでの検討を踏まえ、大規模火山災害対策への提言（案）について、事務局より説明を行い、各委員にご議論いただいた。委員からの意見等は以下のとおり。

（主な意見）

- 大規模火山災害発生時に想定される課題等について、これまでの議論が良くまとめられているが、さらなる検討が必要とされている事項については、今後どのような場で、どのように検討していくのか、踏み込んでまとめるべきである。
- 提言の前書きに、過去の事例も踏まえて、大規模火山災害が同時多発的に発生する可能性についても言及すると良い。
- 提言の対象とする大規模噴火は、その影響が広範囲に及び、人口・産業構造に対して大きな影響を及ぼす災害であるという認識を、提言の前書きに記載すると良い。
- 現状の課題として、火山防災協議会の設置が進んでいないことを明記し、火山防災協議会の設置推進に向けて、国が行うべき事項を提言に盛り込む必要がある。
- 広域的な降灰時における緊急調査の実施体制を具体的に検討しておく必要がある旨を提言に盛り込むべきである。
- 具体的な対策が難しい山体崩壊についても、提言の中で触れておく必要がある。
- 降灰が建築物や交通機関に及ぼす影響に加えて、産業構造に対する影響についても、今後推進する研究の対象とするべきである。
- 降灰による被害の具体的なイメージが伝わるように、提言の中に、適宜参考資料の参照先を記載すると良い。
- 気象庁や大学において火山学の専門的知識を有する者が不足していることについては、より客観的な指標を示すことで課題が明確になる。
- 平常時から火山防災協議会に参画する火山専門家を確保するための方策としては、学生を活用するよりも、地方公共団体、気象庁、大学等のOBを活用するべきである。
- 火山防災のためには、火山専門家がリスク・コミュニケーションについても勉強する機会が必要である。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付

参事官補佐 河内 清高

主 査 新原 俊樹

電話：03-3501-5693